



下呂市告示第 179 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を下記のとおり指定したので、同条第 2 項及び下呂市会計規則（平成 16 年規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり告示してよろしいか。

令和 8 年 6 月 3 日

下呂市長 山内 登



1. 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社リクルートペイメント	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号

2. 指定納付受託者を指定した日

令和 8 年 7 月 1 日

3. 指定納付受託者に納付させる歳入

観光課 下呂市総合観光案内所・湯めぐり館にて取り扱う使用料

観光課 下呂市総合観光案内所・湯めぐり館にて取り扱う物品売上金

※上記収入金の決済のうち、クレジットカード決済、交通系電子マネー及びその他
電子マネーの決済、コード決済を取り扱う

4. 指定納付受託者に歳入させる期間

令和 8 年 7 月 1 日から契約満了の日まで